

鎌ヶ谷市福祉作業所（友和園） 指 定 管 理 者 募 集 要 項

（指定期間：令和 9 年度～令和 1 3 年度）

鎌 ヶ 谷 市

鎌ケ谷市福祉作業所（友和園・第二友和園）指定管理者募集要項

鎌ケ谷市福祉作業所（友和園・第二友和園）の指定管理者について、「鎌ケ谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「鎌ケ谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」に定めるところにより指定管理者を募集します。

指定管理者の指定を希望する場合は、本要項に従い申請してください。

1 施設の概要

(1) 施設の目的・沿革

鎌ケ谷市福祉作業所（友和園・第二友和園）は、心身障がい者で就職が困難な者に対して、社会生活における適応性を高めるよう指導を行うことにより、その社会的自立を図ることを目的として、昭和54年に開設し、その後平成2年には第二友和園を増設しています。

友和園・第二友和園は、「鎌ケ谷市福祉作業所設置及び管理条例」（以下「条例」という。）によりその名称、設置等が定められています。

(2) 施設の概要

施設名称	友和園	第二友和園
設置の目的	心身障がい者で就職困難な者に対して、社会生活における適応性を高めるよう指導し、その社会的自立を図ることを目的としています。	
所在地	鎌ケ谷市中央2丁目21番30号	
設置年月日	昭和54年4月1日	平成2年4月1日
敷地面積	792.69㎡（同一敷地）	
建物の構造	木造、亜鉛鋼板葺、2階建	鉄骨造、陸屋根、2階建
延床面積	289.44㎡	330.37㎡
施設の内容	作業室 2 和室 1 事務室 1 更衣室 1 シャワー室 1 倉庫 1	作業室(食堂を含) 3 更衣室 2（内職員用 1）
定員	生活介護事業10名 就労継続支援B型事業20名	

2 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

3 指定管理者が行う業務内容（詳細は、別添仕様書のとおり）

(1) 利用者に対する生活指導（生活介護含む。）

- (2) 利用者への作業の提供及び技術的な指導（就労継続支援含む。）
- (3) 利用者に対する送迎業務
- (4) 福祉作業所の利用の許可又は取り消しに関する業務
- (5) 福祉作業所の維持管理に関する業務
- (6) 福祉作業所の管理運営に関する光熱水費等の公共料金の支払いに関する業務
- (7) その他福祉作業所の目的を達成するための業務

4 施設の管理基準

利用者の作業所利用については、条例に基づき次のとおりとします。

- (1) 利用時間：午前9時から午後4時30分まで
- (2) 休 所 日
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ウ 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

5 収入

(1) 指定管理料

本施設の指定管理料は当該年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間分を年度毎に支払います。なお、指定管理料は鎌ヶ谷市議会定例会令和9年3月会議（予定）の議決を経て確定するものとします。

指定管理料の上限は指定期間の5年間で2,500千円、1年あたり500千円とします。なお、対象となる支出については、年度協定の定める範囲とします。

(2) 事業運用に伴う収入

本施設において実施する障害福祉サービス（生活介護及び就労継続支援B型）に係る介護給付費、訓練等給付費、利用者負担金その他事業運営に伴う収入は指定管理者の収入とします。

6 指定管理者の応募資格

(1) 応募資格

心身障がい者の福祉の向上に熱意があり、指定期間中、安定した管理・運営を行うことができ、鎌ヶ谷市又は当市に隣接する市において就労継続支援事業又は生活介護事業のいずれかを3年以上継続して運営している社会福祉法人であること。（個人での応募はできません。）

(2) 応募の条件

- ア 地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ウ 申請日前2年間に於いて、国税及び地方税の滞納がないこと。
- エ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立中及び更生手続き中でないこと。

- オ 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立及び再生手続き中でないこと。
- カ 鎌ケ谷市健康福祉施設指定管理者候補者選考委員会委員が経営又は運営に直接関与していないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益の活動を行う団体でないこと。また、役員に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

(3) 附帯条件

今回の募集において指定管理者が変更となる場合は、利用者へのサービスが低下しないよう、令和9年3月31日までに、旧指定管理者、新指定管理者及び市の3者により、円滑な業務の引き継ぎを行うものとします。

7 応募手続き

(1) 募集要項の配布

令和8年7月15日（水）から令和8年7月31日（金）に配付します。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- ① 配布場所：鎌ケ谷市 健康福祉部 障がい福祉課
- ② 配布時間：午前9時から午後4時30分まで

(2) 現地説明会の開催

説明会に参加できる方は、各法人2名までとさせていただきます。なお、参加を希望される方は、令和8年8月3日（月）までに障がい福祉課までメールで申し込みください。

ア 開催日時：令和8年8月上旬を予定

イ 開催場所：鎌ケ谷市福祉作業所 友和園

(3) 募集要項に関する質疑の受付方法

募集要項に関して質疑がある場合は、質疑書を提出してください。口頭による質疑は受け付けしません。

受付期間：令和8年8月7日（金）から8月12日（水）午後5時まで

受付方法：質疑書はメールにて受け付けします。

(4) 募集要項に関する質疑書の回答

質疑に対する回答は、令和8年8月14日（金）以降、メールにて回答します。

(5) 募集要項に基づく応募書類の提出について

提出部数：正本1部 副本8部

提出期間：令和8年8月17日（月）から令和8年9月11日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

提出時間：午前9時から午後4時30分まで

提出先：鎌ケ谷市 健康福祉部 障がい福祉課

その他：次の事項に留意願います。

- ・ 書類はワード又はエクセルで作成してください。

- ・ すべてA4縦の簡易な製本にし、法人名、代表者名、所在地及び電話番号を表紙に明記してください。
- ・ 提出していただいた書類は返却いたしません。
- ・ 提出いただいた書類については公文書になりますので、鎌ケ谷市情報公開条例に基づき開示請求の対象となります。

8 提出書類

- (1) 鎌ケ谷市公の施設の指定管理者指定申請書（別指定様式）
- (2) 社会福祉法人の登記事項証明書
- (3) 社会福祉法人の定款
- (4) 申請日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書
- (5) 申請日の属する事業年度の前年度における貸借対照表及び損益計算書
- (6) 申請日の属する事業年度の前年度における財産目録
- (7) 活動実績書（法人設立時からの主な事業の経緯等）
- (8) 国税、地方税等の納税義務があるものについて滞納がないことを示す書類
- (9) 鎌ケ谷市福祉作業所に係る事業計画書（別様式）
- (10) その他市長が必要と認めるもの

9 候補者の選考基準

次の各号に定める選考基準に基づき、鎌ケ谷市保健福祉施設指定管理者候補者選考委員会において書類審査、プレゼンテーション方式による面接等により選考する。

- (1) 候補者が、利用者それぞれの能力及び適性に応じた指導や支援等を行うことができる経験や専門性を有していること。
- (2) 候補者が、福祉作業所を安定的かつ効率的に管理し、福祉作業所の設置目的を最大限に発揮できると認められること。
- (3) その他市長が別に定める基準

10 選考結果の通知

選考結果は10月上旬に文書により申請者全員に通知します。

11 協定の締結

候補者としての選考がなされた後、候補者には、受託確認のため、承諾書を提出していただきます。その後、鎌ケ谷市議会の議決を経て指定管理者として正式に指定し、令和9年4月1日付にて鎌ケ谷市と基本協定書及び年度協定書を締結することになります。

12 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募にあたって提出した書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は、原則

として認めません。

- (2) 応募に際して、不正行為を行った場合又は故意に虚偽の記載をした場合、応募を無効にする場合があります。
- (3) 募集要項等の配布開始から候補者の決定までの期間については、応募者及びその関係者が、本件内容について選考委員会委員への個別の接触はできません。
- (4) 応募に要する費用は、全て応募者の負担になります。
- (5) 提出された応募書類は、理由を問わず返却いたしません。
- (6) 市は必要に応じて、追加書類の提出を求め、又はヒアリングを実施する場合があります。
- (7) 指定管理者につきましても、市の職員同様に鎌ヶ谷市個人情報保護条例の適用を受けることになります。
- (8) 応募書類は、鎌ヶ谷市情報公開条例第5条の規定に基づき、開示請求者に開示される場合があります。

1.3 日程

項目	日程
募集要項等の配布	令和8年7月15日(水)～7月31日(金)
現地説明会	令和8年8月上旬
募集に関する質疑受付	令和8年8月7日(金)～8月12日(水)
応募書類の受付	令和8年8月17日(月)～9月11日(金)
審査(プレゼンテーション)	令和8年9月上旬
指定管理者候補者の決定及び通知	令和8年9月中旬～9月下旬
指定管理者の指定	鎌ヶ谷市議会定例会令和8年12月会議
指定管理者と協定協議及び引継ぎ	令和9年3月会議決以降

1.4 問い合わせ及び応募関係書類の提出先

鎌ヶ谷市役所 健康福祉部 障がい福祉課
 〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号
 電 話 047(445)1305(直通)担当 高橋
 F A X 047(443)2233
 e - mail syougaisyomu@city.kamagaya.chiba.jp

第1号様式（第4条関係）

鎌ケ谷市公の施設の指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

鎌ケ谷市長 様

申請団体

所在地

名 称

代表者・氏名

印

連絡先

鎌ケ谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、指定管理者の指定について、下記のとおり申請します。

記

1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称

鎌ケ谷市福祉作業所（友和園・第二友和園）

2 添付書類

ア

イ

ウ

鎌ヶ谷市福祉作業所（友和園・第二友和園）に係る事業計画書

社会福祉法人名

代表者氏名

1 管理運営の基本方針について

2 事業計画について

- (1) 利用者の生活指導に関する基本方針について
- (2) 作業の提供及びその指導に関する基本方針について
- (3) 就労支援に関する基本方針について
- (4) 利用者の健康管理に関する考え方について
- (5) 地域との連携（交流事業等）について

3 サービスの向上について

- (1) 要望・意見・苦情への対応について
- (2) 安全、快適な施設利用への対応について（防災対策の考え方を含む）
- (3) 職員採用・人材確保の考え方について
- (4) 経費削減の考え方について
- (5) 関連施設との連携について

4 リスク管理について

- (1) 収入の減少について
 - ア 利用者の減少等により収入が減少した場合の対応への考え方
 - イ 収入が減少した場合の他の経営資源の投入についての考え方
- (2) リスク管理等について
社会福祉法人の経営が業務の不振となった場合、本指定管理業務遂行のための考え方（例として、履行保証保険、保証人等の措置を講ずる予定があるなど。）

5 その他

- (1) 個人情報保護への対応について
- (2) 情報公開への対応について
- (3) 将来の展望について